

【スポーツ仲裁】

日本スポーツ仲裁機構2005年5月6日
JSAA-AP-2005-001仲裁判断について桂 充 弘
(弁護士)

1、本仲裁の概要

本件は2005年5月に韓国で開催された第11回アジアローラースケート大会（以下アジア大会という）への派遣選手選考について、同選考決定の取消と、選考のやり直しを求めた事案であるが、仲裁判断の前提となる仲裁合意もしくは同合意に代わる競技団体規則が存しないこと等を理由として、実質的な仲裁判断に入らずに申立は全て却下された。

2、紛争の概要

(1) 当事者

申立人（以下「X」という）は、日本ローラースケート連盟（2006年4月に「日本ローラースポーツ連盟」に名称を変更している。以下「Y」という）に選手登録し、ローラースケートフィギュアの競技者として活動していた。Yは、1953年に設立された任意団体で、国際大会に選手等を派遣しており、財団法人日本体育協会の準加盟競技団体であった。

(2) Yの決定

第11回アジアローラースケート大会（以下「アジア大会」という）フィギュア競技には「規定競技」のみに出場する選手、「フリー競技」のみに出場する選手と、その両方に出場する「総合種目」に出場する選手各1名の代表選手が派遣されることとされていた。Yは、2005年4月19日、総合種目の出場選手をXとは別の選手であるAとし、フリー種目の出場選手をXとする旨の決定をした（以下「本件決定」という）。

(3) 請求の趣旨・理由

本件決定を受け、Xは選手選考が不当であるとして、2005年4月26日、Yに対し、本件決定を取消するとともに、明確な選考基準に従って選考をやり直すこと、及び、選考基準を明確化することを求めて、日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）に仲裁申立をした。

なお、この申立にあたってXは、日本ローラースケート連盟倫理規程（以下「倫理規程」という）第8条「本連盟の倫理委員会の行った決定に対する不服申立は、日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従って行う仲裁により解決することができる」を援用してYとの間で仲裁合意が成立していると主張した。

また、Xは選手選考の取消を求める理由として、アジア大会の選考基準としては、第52回全日本選手権大会と第31回全国フリー競技会での成績を基準とし、選手選考会を2005年3月27日に開催し選考するとされていたが、実際の選考では選考基準となっていない事項が考慮されており不当であること。当初予定されていた選手選考決定期日に、XとAのどちらを総合出場選手にするのか決定をせず、後日さらに特別選考会を開催し選考するとされたが、その日程はXの都合を何ら配慮されず一週間前に一方的に知らされ、急に設定された日程であったため都合がつかず欠席せざるを得ない状況で開催されたもので不当である。さらに、Aが自己の都合を原因として第52回全日本選手権大会に参加しなかったにもかかわらず、この不参加を公認されていたことと比較して不公平であること等を主張した。

(4) 答弁

Yは、当初全く仲裁手続に応じない姿勢を見せたが、その後、答弁書提出期限経過後になって答弁書等を提出してきた。答弁書では選手選考については選考対象競技をX主張の競技に限らず他の競技結果も総合考慮の対象とすることは正当であると主張すると共に以下の理由から、Xの申立てをいずれも却下することを求めた。

本申立時たる2005年5月1日時点においてXは競技者登録が未了であり、Yの所属選手でなく申立の前提を欠くこと。本申立時たるYは

仲裁に合意しておらず、仲裁合意に代わる規則としてXが援用する倫理規程8条によっても「倫理委員会の決定」をスポーツ仲裁で争うことができること定められているにすぎないのであり、「倫理委員会」は本件決定に関し何らの判断もしておらず、仲裁合意として援用することはできない。さらにその他の仲裁合意に代わる競技団体規則も存しないこと等を主張した。

3 仲裁手続の経緯及び仲裁判断の要旨

(1) 仲裁手続の経緯

JSAAは、2005年4月26日、Xから上記のような仲裁申立てがなされたことを受けて、同日、所定の確認（日本スポーツ仲裁機構規則（以下「規則」という）15条1項）を行ったうえで、Xの申立てを受理した。また、同機構は、アジア大会の開催日程（同年5月10日～15日）及び日本選手団の出発日程（同年5月7日）が迫っていたことから、事態の緊急性に鑑み、緊急仲裁手続（規則50条）によることを決定し、1名の仲裁人（以下、「仲裁パネル」という）を選任した。

仲裁パネルは2005年5月5日に審問を行い、翌日実質的な判断に入らず、Xの申立については仲裁合意もしくは仲裁に代わる規則がないこと等を理由に全て却下した。

(2) 仲裁判断の要旨

Xの選手登録が未了であるとの主張については、Xが申立日現在においてYの登録者であることは必要なく、長年にわたってXがYの登録選手として競技活動を続けており、継続的に登録申請が行われていれば、たまたま仲裁申立時点でXの登録手続が保留状態にあったとしても、それを理由としてXの仲裁申立てが却下されることはない。しかしながら、以下の2点を理由に本申立を全て却下した。

「不公正かつ不透明な選考基準を明確化せよ」との請求については、スポーツ仲裁が「スポーツ競技またはその運営に関して競技団体またはその機関がした決定」を対象としている以上（規則2条）、当該申立てについてはスポーツ仲裁の対象とすることができない。また、仲裁合

意に代わる規則の存在については、Xが援用する倫理規程8条は、あくまでYの倫理委員会による決定がなされた後に、この決定に不服を有する競技者等が仲裁申立てをした場合に、Yがこれに応じることを規定した条項であるから、倫理委員会の決定が何らなされていない以上、この条項を根拠として仲裁合意があるということはできない。他に仲裁合意に代わる規程がない以上、いずれも却下を免れないとの判断を示した。

4 解説

(1) 本件仲裁判断の意義

2003年にJSAAが設立されて以来、本稿執筆段階である2008年3月現在に至るまで、JSAAによる仲裁判断は合計7件なされている。本件はこれらの仲裁判断のなかで、唯一、申立が全部却下され、全く本案の判断に至ることなく門前払いという形で決着された事案である⁽¹⁾。また、その却下の一つの理由として仲裁合意（ないしはこれに代わる競技団体規則）が存在しないことが挙げられており、仲裁合意という仲裁制度の根幹に関わる問題を扱うものである点において注目に値する事案である。

そこで、以下、仲裁合意及びこれに代わる競技団体規則に関する部分を中心として、考察してみることにしたい。

(2) 自動的仲裁付託条項による仲裁合意及び団体内不服申立前置主義

1) 自動的仲裁付託条項による仲裁合意

JSAAに対するスポーツ仲裁申立も仲裁である以上⁽²⁾、他の仲裁手続と同様に、紛争当事者間で仲裁合意が成立していなければならない（規則2条2項）。ただし、この仲裁合意は、必ずしも個々の紛争が生じた後に個別的に成立したものである必要はなく、競技団体が予め定めた規則等において、競技者からの仲裁申立てがあれば自動的に仲裁に応じる旨の条項（以下「自動的仲裁付託条項」という）によって包括的に仲裁合意がなされていれば足りる（同14条1項（6）、同2項、同15条1項）。

